

給食費
免除

学用品費等
の補助

校外活動費
等の補助



令和4年度 就学援助制度のお知らせ



船橋市に住所を有し経済的な理由で、学校で必要となる諸経費についてお困りの保護者に対して、その一部を援助する制度です。

(就学援助制度は毎年度申請が必要です。既に令和4年度の申請書を提出し認定となっている場合、改めての申請は不要です。)

※原則として、申請書・通帳のコピーのみで申請ができます
(詳細は次ページに記載)

※就学援助が認定となっても学校徴収金は免除となりません。納付が必要です

●書類提出先：「在籍している学校」

令和4年度就学援助に認定となっている方は 申請不要です

就学援助費の支給例 (中学校2年生、4月から準要保護認定の場合)

◇ 学用品費22,730円 通学用品費2,270円 消耗品費5,910円 = 年額 30,910円

※上記に加え、給食費が免除、その他校外活動費・修学旅行費等の実費相当額が支給対象となります

★小学校1年生の保護者の方★

入学前の小学校入学準備費の申請の有無・認否に関わらず、令和4年度就学援助制度の受給をご希望される場合には、申請が必要となります。(支給金額等については、P.4【援助費目・年間支給金額】をご確認ください。)



■お問い合わせ先

- ・就学援助制度の申請・内容に関すること
船橋市教育委員会 学務課 就学助成係 TEL047-436-2852
- ・医療費に関すること
船橋市教育委員会 保健体育課 保健係 TEL047-436-2874
- ・学校給食費に関すること
船橋市教育委員会 保健体育課 給食費係 TEL047-436-2418

1 援助の対象者

【要保護】

①生活保護を受けている方

【準要保護】

②児童扶養手当（船橋市におけるひとり親家庭の手当）を受給している方

※ 児童扶養手当を申請中の方は、③の事由による収入審査となります

③その他の方（上記以外で、上記に準ずる程度に困窮している方。下記表参照。）

※ 令和3年の収入（年収）によって審査を行います。審査対象者については、下記をご確認ください

【参 考】収入金額の目安 《「収入」は控除前の金額になります。》

世帯の人数	世帯構成（例） ※同居している方全員（審査対象は下記参照）を、同一世帯として審査します。	認定となる年間総収入の目安 （原則として全員の合算）
2人	母（35歳）子（8歳）	約326万円以下
3人	父（36歳）母（34歳）子（10歳）	約405万円以下
4人	父（42歳）母（37歳）子（13歳、9歳）	約473万円以下
5人	父（44歳）母（40歳）子（13歳、10歳、5歳）	約501万円以下
6人	父（45歳）母（39歳）子（13歳、9歳）祖父（72歳）祖母（69歳）	約568万円以下

- ◇ 世帯の年齢構成等により認定となる金額が異なります。上記は目安の収入であり、目安以下であっても認定できない場合や、目安以上であっても認定できる場合がございます。対象かどうか迷われる場合は極力ご申請ください。※原則として前年中の収入で審査いたします。

<「上記 ③その他の方」の審査対象となる世帯員の範囲について>

- ◇ 原則として、世帯の同別に関わらず、児童生徒と同居している父母、祖父母、児童生徒の兄弟全員の収入により審査いたします。
※1 学生相当年齢のアルバイト相当の収入は含みません
※2 単身赴任等による別居者、住民登録せずに同居している方を含みます
- 
- ◇ 同住所地に住民登録されている方は、実際に居住されていない場合でも審査対象となります。
- ◇ 住民票上の世帯を別としている場合であっても、同住所地に居住の方は審査対象となります。
ただし、物理的に生計が別である（二世帯住宅等※）と市が判断できる場合には、別居として審査いたしますので学務課までお問い合わせください。
※ 設計図、二世帯分の公共料金の領収書等が必要です

★ 家計急変等の特別な事情がある方 ★

失業・疾病等により収入が著しく低下し、前年中の収入によらず現在の収入状況等による審査を希望される方は、学務課までお問い合わせください。ご事情をお伺いの上、現在の収入状況での審査が適切と判断できる場合のみ、退職の証明や勤務先の収入証明等、個々の状況に応じた提出書類についてご説明いたします。

2 申請書類

■【以下に記載する申請書類を揃え、在籍する学校へ提出してください。】

【全員】

- (1) 就学援助申請書（記載例を参考にご記入ください。）
- (2) 通帳のコピー（申請書記載の申請者名義のもの）

※ 申請書は各学校、学務課、船橋駅前総合窓口センターで配布しています。
また、市ホームページから様式をダウンロードすることも可能です。



【該当者のみ】

- (3) 令和4年度市県民税課税証明書（令和3年中の収入） ※

※【（3）の書類は、以下の1または2にあてはまる方のみ必要】

1. 令和4年1月2日以降に船橋市へ転入された方
2. 船橋市に住民登録がない方(単身赴任等)

注) 総収入・給与収入・合計所得・各種所得・扶養人数・各種控除金額等が記載されているものが必要になります。その他の書類で代用はできません

◇ 令和4年1月1日時点で住民登録のある市区町村にて取得ください。

※ 取得方法等については該当する市区町村にご確認ください

●未提出の場合は審査ができませんので、必ずご提出ください。



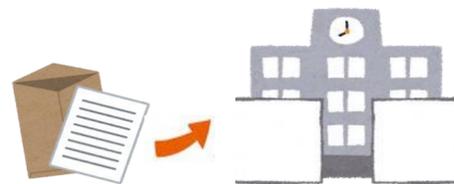
重要 必ずご確認ください

認定審査は令和4年度課税台帳(令和3年中の収入)により行います。
申告が済んでいない方が同居家族（審査対象）内にいる場合は審査ができません。
また、収入がない場合(被扶養者を除く)も収入がない旨の申告が必要となりますので、
申告が済んでいない場合は市役所2階市民税課で申告してください。(企業等にお勤めの方は、通常は企業等より申告されておりますので、原則ご自身での申告は不要です)

◇ 申告についてのお問い合わせ [市民税課047-436-2214](tel:047-436-2214)

3 申請先・期限 ※毎年度申請が必要になります

●書類提出先：「**在籍している学校**」



●認定適用月： **申請日（在籍校への提出日）が属する月**

- ◇ 審査には、**申請いただいてから2ヶ月程度**お時間をいただきます。
- ◇ 申請は年度内、随時可能です（年度の最終受付日は3月1日です）。
- ◇ 認定時は申請日（在籍校への提出日）が属する月から適用となります。

4 援助費目・年間支給金額

就学援助費の支給にあたっては、学校を通じて「支給日・支給費目・金額等」を記載した支給通知書をお渡しします（支給対象費目・金額は学年、認定区分により異なります）。なお、**学校徴収金は免除となりません**ので、ご注意ください。

費目	対象者		対象	支給時期目安	支給金額(単位：円)	
	要保護	準要保護			小学校	中学校
新入学学用品費	—	○	1年生の4月認定者	7月 ※1	54,060	60,000
学用品費	—	○	全学年（月割支給あり）	7月,12月,3月 ※2 (年額を3分割 で支給)	11,630（年額）	22,730（年額）
通学用品費	—	○	2年生以上（月割支給あり）		2,270（年額）	2,270（年額）
消耗品費	○	○	学用品等（月割支給あり）		3,650（年額）	5,910（年額）
校外活動費	○	○	保護者が均一に負担した経費	実施後 ※3	実 費	
宿泊を伴う 校外活動費	○	○	保護者が均一に負担した 経費（年1回）	実施後 ※3	実 費	
修学旅行費	○	○	保護者が均一に負担した経費 (小学校、中学校各1回)	実施後 ※3	実 費	
通学費	—	○	小→片道4km以上 中→片道6km以上	3月	実 費 (最も経済的な方法等による交通費)	
中学校入学 準備費	—	○	小学校6年生	3月	60,000	実費 (限度額：30,150)
クラブ活動費	—	○	中学校の部活動の実施のため、 保護者が均一に負担する用具等 の経費。	12月,3月		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【★重要】支給の際に必要なになりますので、令和4年4月以降に購入した部活動用具等のレシートは全て保管しておいてください。詳細は認定となった場合に、別途お知らせします。</p>  </div>						
卒業アルバム費	—	○	卒業アルバム費	3月	実 費 (限度額：11,000)	実 費 (限度額：8,800)
学校給食費	—	○	認定日より免除		下記「学校給食費の免除について」参照	
医療費 ※4	○	○	■対象となる病名 トラコーマ・結膜炎・白せん・ かいせん・のうかしん・中耳 炎・慢性副鼻くう炎・アデノイ ド・う歯(むし歯)・寄生虫病		健康保険の適用範囲内	

- ※1 小学校入学前に小学校入学準備費を、中学校入学前の小学校6年時に中学校入学準備費を受給している場合、新入学学用品費は対象外となります。また、年度当初の申請をしていない方も対象外となります。
- ※2 年間の支給金額を3期に分けて支給いたします。4月～7月分を7月、8月～11月分を12月、12月～3月分を3月に支給いたします（年間支給金額を12月で割った金額が月額となります）。認定となった時期により支給時期は変更となる場合があります。
- ※3 校外活動費・修学旅行費は、学校にて実際に要した経費が確定してからの支給となるため、支給までにお時間をいただきます。
- ※4 医療費の対象となる疾病で治療を受ける際は、必ず事前に学校で「船橋市教育委員会発行の医療券」の交付を受け、医療機関へお持ちください（自己負担はありません。ただし、診断の結果、上記の病名と違う場合は使用できません。）また、「母子家庭・父子家庭等医療費受給者証」・「生活支援課発行の医療券」は、使用できません。
- ※5 支給対象は認定適用月以降のもののみとなりますのでご注意ください。



学校給食費の免除について(保健体育課)



船橋市では、就学援助制度を申請し、準要保護認定を受けたご家庭の学校給食費を「免除」としてしています。
 ※生活保護を受けている方は、生活保護費から学校給食費が賄われます。

1 免除の対象者、免除の適用時期

- ◇就学援助制度申請の際に「②児童扶養手当（船橋市におけるひとり親家庭等の手当）を受給している」又は「③その他」で申請し認定された方 ※就学援助申請書の提出をもって、給食費免除の申請をしたものと見なします。
- ◇給食費免除の適用時期は、就学援助制度の認定日からとなります。

2 免除通知

- ◇就学援助認定通知書とは別に「船橋市学校給食費減免可否決定通知書」を送付いたします。
 ※学校給食費をお支払いいただいた後に、時期を遡って就学援助が認定された場合、支払い済みの学校給食費は「給食費減免通知書」が届いた翌月末以降に返金させていただきます。
- ※給食費に関する通知書等は、**教育委員会 保健体育課**より送付いたします。